

野田市水道事業告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の第1項及び野田市水道事業会計規程第19条の2に基づき、指定納付受託者を指定したので、地方自治法第231条の2の3の第2項の規定により告示します。

令和7年4月1日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社 PayPay

東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定をした日

令和7年4月1日

3 指定納付受託者に納付させることができる歳入

水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料

4 指定する期間

令和7年4月1日から契約期間満了の日まで